

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（昭和 44 年岩手県教育委員会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(校長委任事項)</p> <p>第 3 条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用の許可の期間が 1 週間以内又は使用部分が極めて小部分の場合における教育財産の使用の許可をすること。ただし、県立高等学校体育施設開放事業に係る場合にあっては、1 月以内の使用の許可をすること。</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(校長委任事項)</p> <p>第 3 条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長に委任する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教育財産の使用の許可に関すること（重要かつ異例に属することを除く。）。</u></p> <p>(2) [略]</p>
<p>(校長の専決事項)</p> <p>第 4 条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教育職員の時間外勤務命令に関すること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(校長の専決事項)</p> <p>第 4 条 県立学校の所掌に係る事務に関し校長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長、舎監、分校主任、保健主事、寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事の発令に関すること。</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p>
<p>(教頭の専決事項)</p> <p>第 5 条 校長の処理すべき事務に関し、<u>教頭</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>校長が指定する職員の日常のサービスの監督（2 日以上にわたる休暇の承認、職務専念義務免除の承認、営利企業等従事の許可、兼職等従事の承認及び修学部分休業の承認を除く。次条において同じ。）をすること。</u></p>	<p>(副校長の専決事項)</p> <p>第 5 条 校長の処理すべき事務に関し、<u>副校長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>教務に係る事項の決定及び実施に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教務に係る照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。</u></p> <p>(3) <u>校長が指定する職員の日常のサービスの監督をすること。</u></p> <p>(4) <u>教育職員の超過勤務及び休日勤務を命令すること。</u></p> <p>(5) <u>教育職員の特殊勤務手当の支給に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員の旅行命令に関すること（海外への旅行命令を除く。）。</u></p> <p>(7) <u>職員の私用車の公用承認に関すること（生徒が同乗する場合を除く。）。</u></p>

<p>(2) [略]</p> <p>(事務長の専決事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(専決事項の指揮監督)</p> <p>第8条 校長は、<u>教頭</u>及び事務長の専決事項についても、常にその職務の指揮監督を怠ってはならない。</p> <p>(不在代決)</p> <p>第9条 校長が不在のときは、校長の定めるところにより<u>教頭</u>又は事務長がその事務を代決する。</p> <p>2 校長及び<u>教頭</u>が不在のときは、校長の定めるところにより事務長がその事務を代決する。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(8) <u>児童又は生徒の出席及び欠席に関すること。</u></p> <p>(9) <u>児童又は生徒の保健及び安全に関すること。</u></p> <p>(10) <u>部活動の計画に関すること。</u></p> <p>(11) <u>教材使用届出に関すること。</u></p> <p>(12) <u>聴講の許可に関すること。</u></p> <p>(13) <u>寄宿舎の管理運営に関すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(事務長の専決事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(<u>教頭等の専決事項</u>)</p> <p>第6条の2 <u>教頭、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、舎監長、舎監及び分校主任並びに寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事は、その職務に関し、第5条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で校長があらかじめ指定したものを専決することができる。</u></p> <p>(専決事項の指揮監督)</p> <p>第8条 校長は、<u>副校長</u>及び事務長の専決事項についても、常にその職務の指揮監督を怠ってはならない。</p> <p>(不在代決)</p> <p>第9条 校長が不在のときは、校長の定めるところにより<u>副校長</u>又は事務長がその事務を代決する。</p> <p>2 校長及び<u>副校長</u>が不在のときは、校長の定めるところにより事務長がその事務を代決する。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。